

企 発 第 168 号

平成 17 年 11 月 21 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会

経 理 委 員 会

「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」
及び「商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い
(案)」に関するコメントについて、

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

10月19日に貴会より公表されました公開草案に対しまして、意見を表明する機会を頂き感謝致します。

当会において検討致しました結果、次の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

【実務対応報告公開草案第16号について】

1. 米国基準、国際会計基準では、新株予約権は計上時に資本剰余金に計上され、失効した場合でも利益に振替えることはない。
但し、当基準によれば新株予約権発行時は純資産の部に計上されるものの、新株予約権の行使時には資本金・資本準備金に振替えられ、失効時は利益に計上されるなど、会計基準差異となることから、見直し願いたい。この点については、当会による純資産の部に関する公開草案でもコメントさせて頂いている通り、従来同様、新株予約権が負債に計上されていた場合は失効により債務性がなくなるという点で特別利益に計上することは整合するが、純資産の部に計上するとした場合、特別利益に計上する積極的な根拠が乏しいのではないかと考えられるという主張によるものです。
2. 会計処理の Q2 自己新株予約権の会計処理について、株主との資本取引ではなく、新株予約権者との損益取引とのことで、消却・処分したときの差額を損益として計上するとされている。この場合には、どのような科目で処理するべきであるかを明示願いたい。
3. コメント募集 P2 に関して、会計処理 Q 5 及び設例2で「■ 会社法に基づき発行された外貨建転換社債型新株予約権付社債・・・」について振当処理及び、為替のヘッジ(公正価値ヘッジ)について再考、検討をお願いしたい。

【実務対応報告公開草案第17号について】

実務対応報告公開草案第16号では、自己新株予約権の会計処理を定めている。但し当第17号では自己新株予約権の会計処理は定められていないため、明確にした方がよいと思われます。

以 上